

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和3年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、1、年末に向けての町民の厳しい暮らしと営業への支援について、2、白方幼稚園の今後の在り方についての2点を町長及び教育長、そして担当課長に対し質問を致します。

まず最初に、年末に向けての町民の厳しい暮らしと営業への支援についてであります。コロナ禍が長期化し、暮らしと営業を守る取組が年末に向けてますます重要になり、求められております。政府は、臨時国会を12月6日から17日の会期で行っており、この中で2021年度補正予算案の成立を目指しております。

このような中で、全国知事会は11月4日、地方自治体における新型コロナ対策の重要な財源となっている地方創生臨時交付金の地方単独事業分について、政府に対して2兆円——都道府県が1兆円、市町村が1兆円——の増額を要望致しました。内容は次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等について。

全国の都道府県、市町村は、過去に例のないコロナ禍の最前線において、国民の命、暮らしを守るため、医療提供、感染症対応に当たる方々、苦境にある事業者、困窮する住民等の様々な方々への支援をはじめとする各種対策に国と心を一つに全力を尽くしてきたところであり、国の財源のみならず、地方の財源も総動員してきた。感染再拡大を防ぎ、医療提供体制を強化などするとともに、コロナ禍で疲弊した日本列島の隅々まで活発な経済活動が行き渡るには、都道府県分及び市町村分を合わせて、これから20兆円の臨時交付金等を活用した地域の実情に応じた取組が必要であり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、つまり地方単独事業分でございますが、この増額等を行うべきである。

令和3年11月4日、全国知事会会長、鳥取県知事、平井伸治。

この臨時交付金の地方単独事業分は、原則として使途に制限のない自由度の高い交付金であり、住民の幅広い要求実現の財源となるものであります。また、総務省は11月12日に、自治体支援策を発表しました。制度の趣旨と措置率は、地方公共団体が原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し特別交付税を講じ、また特別交付税措置率2分の1などがあり、これは福祉灯油など自治体の独自補助に特別交付税が措置され、補助が出るものであります。政府のコロナ対策と各種給付金制度は極めて不十分で、各自治体における県、市、町では独自の支援制度の創設、拡充に踏み出しております。

そこで、お尋ねを致します。

1点目には、年末に向けての国、県、町の支援金、応援金、協力金、補助金の種類と支給対象者、支給期間、支給要件、支給額、支給割合は、それぞれどのようなものがあるのか、また制度を利用している件数はどのくらいあるのか、お尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の年末に向けての国、県、町の支援金等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、感染の拡大が想定より長く続いたことから、各機関による今年度の経済成長率の見直しは下方修正が相次ぎました。しかし、8月下旬以降は新規感染者数が減少傾向に転じたことから、ウイズコロナの下での一日も早い社会経済活動の再開を図ろうとしている状況にあります。

そのような中、令和3年11月19日の閣議決定により、国の経済対策のうち、事業者支援策が幾つか示されました。1つは、感染症により大きな影響を受ける中堅、中小、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業復活支援金を支援するものがあります。具体的には、事業収入が基準期間同月日50%以上減少した事業者については、法人は上限250万円、個人事業主は上限50万円の範囲内で、また30%以上50%未満減少した事業者につきましては、法人は上限150万円、個人事業主には上限30万円の範囲内で、基準期間の事業収入からの減少額を給付するものであります。また、事業者の資金繰り支援として、政府系金融機関による実質無利子、無担保融資及び危機対応融資は来年3月まで継続をし、新型コロナ特別貸付けは事業者のニーズに沿った見直しを行った上で、来年4月以降も継続するものでございます。

さらに、人流抑制等の影響により、特に影響を受ける事業者への支援であります。具体的には、時短要請等に応じた飲食店等に対して都道府県が支払う協力金への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠による財政支援について、緊急事態措置区域等における第三者認証店等に求める時短要請等の変更に合わせた支給額等の見直しなどが実施される見込みとなっております。これらの事業の具体的な内容や実施主体を県が担うのか、町が担うのかという枠組みにつきましては、まだ国から示されていない状況であります。このため、今後も引き続き情報収集に努め、必要に応じて適切な対策を講じるとともに具体的な事業者支援策の提示があれば、適宜多度津商工会議所等の関係機関と情報共有を行い、事業者への周知や申請手続の支援を遅滞なく行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の年末に向けての町民の厳しい暮らしへの支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

暮らしへの支援と致しまして、まず令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業として、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除く、ゼロ歳から18歳以下の子供たちに1人当たり10万円相当の給付が予定されております。この10万円相当の給付のうち、5万円の現金を迅速に支給することとされており、15歳以下の子供に対しまして

は、年内に支給を開始出来るよう、本定例会に補正予算として計上させて頂いております。ご議決頂きましたら、速やかに支給出来るよう準備を進めております。

支給対象人数は、15歳以下が約2,900人、16歳から18歳までが約600人、計3,500人を想定しております。

次に、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円を給付するとともに、厳しい状況にある学生等の学びを継続するための緊急給付金が支給される予定でございますが、これにつきましては、まだ国から詳しい内容が示されておりません。詳細が分かり次第、迅速に準備してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目に、米価下落に対する生産農家に対する国、県、町の補助はあるのか。また、町独自の補助、対策はあるのか、お尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の米価下落に対する生産農家への補助の有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在の米穀状況は新型コロナウイルスの影響等により、需要が大幅に減少したことから、全国的に在庫が増加しております。農林水産省の公表した資料によりますと、昨年に収穫された、いわゆる古米の民間保有量は、9月末時点で79万トン、これは9月としては最近で最も多かった2015年の数値をさらに15%——10トンでございますが——上回る水準であり、古米在庫量の多さは、そのまま新米の取引にも影響してございます。

本町における主力品種である「おいで米」を例にとりますと、香川県農業協同組合が本年9月より適用している主食用米仮渡金単価において、昨年1等米60キログラムが1万3,500円であったのに対し、本年は1万200円、また2等米は、60キロが1万2,600円から9,600円と、いずれも約24%の下落となっております。現時点では、この米価の下落に対する直接の価格補填助成制度は、国、県、町のいずれにおいてもありません。香川県農業協同組合に確認を行いました。同組合としても何らかの補助を行う予定は今のところないとの回答でございました。

米価自体は以前より下落傾向が続いており、これに対しては生産調整や飼料米への転換補助で需要と供給のバランスを取り、価格の安定を図るという施策が取られてございます。また、農業全体を見ても経営の効率化を進めるための機械導入等に対しての各種の補助制度がございます。一方で、コロナ禍や気候変動といった農家の経営努力では、どうにもならない要因による収入減収を保障する農業経営収入保険という制度も香川県農業共済組合によって運営されてございます。

なお、政府は11月19日、コロナ克服新時代開拓のための経済対策に係る閣議決定の中で、米価下落を受けた対応策、コロナ影響緩和特別対策として、米15万トンの特別枠を設けて、保管や販売促進等の支援を行い、当面の需給を安定化させるとともに農林漁業

セーフティーネット等の融資円滑化や実質無利子化等の資金繰り対策を行うとしてございます。町としては、この閣議決定に基づいて実施される各種事業を、これらを必要としている各農業経営体の皆さんへ速やかに届け、また必要なサポートを行っていくため、今後、国から示される事業の枠組みを注視し、遅滞なく事業が実施できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問でございます。

先ほどの答弁で、主食用の米の仮渡金単価の下落についての説明がありましたが、麦の単価はどのようになっているのかお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問にお答え致します。小麦、これは、さぬきの夢2009でございますが、小麦は昨年60キロで1等が1,020円であったのが、本年は960円、2等は660円であったのが600円、裸麦、これイチバンボシでございますが、昨年60キロで1等が1,020円であったのが、本年は660円、2等は660円であったのが300円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

小麦の単価下落も気になりますが、特に裸麦の単価下落の下落幅が、1等は約35%、2等が50%と非常に大きく、今後の作付計画にも大きく影響が出るのではないかと危惧をします。今後の国、県の制度を確認するだけではなく、裸麦の生産者の動向も確認をして下さい。それと米の下落、米価下落に対する支援策と致しまして、岡山県の総社市では、10月の臨時会で補正予算で4,400万円を組んでおります。これは、10アール当たり、1反当たり2俵を、JAを通じて市が4,000円上乗せして買い取り、ふるさと納税の返礼品にしているということでございます。このように何も無策じゃなくて、参考にして、ぜひ多度津町も取り上げて頂きたいと思っております。

次に、3点目に、原油高騰による、1、福祉灯油として生活困窮者に対する灯油購入等の助成はあるのか。2点目に、社会福祉施設、つまり養護老人ホーム、障害者施設、保育所、幼稚園等に対する暖房費の高騰分の助成はあるのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の1つ目、福祉灯油として生活困窮者に対する灯油購入費等の助成はあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、現時点では、生活困窮者に対する灯油購入費等の助成は行っておりません。

次に、2つ目の社会福祉施設に対する暖房費高騰分の助成はあるのかのご質問のうち、障害者施設及び保育所について答弁をさせていただきます。

どちらも暖房費高騰分の助成はございませんが、保育所につきましては、原油価格高騰

に関わらず、年間を通して冷暖房費加算が委託費に含まれております。加算額につきましては、毎月初日の児童数に対し、1人当たり110円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の社会福祉施設「養護老人ホーム」に対する暖房費の高騰分の助成はあるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町内には養護老人ホームはございませんが、町内にあります特別養護老人ホームなどの介護施設に対する暖房費高騰分の助成は、現在のところ行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

済みません、漁業者、農業者等に対する燃料油高騰分の助成があるのかについてお伺いを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の原油高騰による漁業者、農業者等に対する燃油オイル高騰分の助成の有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

原油価格につきましては、世界情勢や産油国の思惑等様々な要因により、乱高下を繰り返しておりますが、令和3年10月の月平均価格は、原油1リットル当たり58円と過去10年間で最も高い水準であった平成25年12月の1リットル当たり70円には及ばないものの、直近5年間では最も高い水準となっており、また最も低かった令和2年4月の1リットル当たり14円からすると4倍を超える大幅な上昇となっております。この急激な上昇は、新型コロナウイルスの蔓延により、停滞していた世界的な経済活動の回復傾向が主な要因として考えられ、経済活動の回復そのものは喜ばしいことではありますが、コロナ禍により収入の減少した各事業者にとっては追い打ちとなりかねない事態でもあります。

さて、その対策事業でございますが、漁業者に対しては、国が漁業経営セーフティーネット構築事業を行っております。これは、燃油や配合飼料の価格が上昇した場合に、その影響を緩和するための備えとして、漁業者または養殖業者と国が50%ずつを拠出して資金を積み立て、原油価格や配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対して補填金が支払われるものでございます。燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、補填基準価格を超えない場合でも一定期間に急激な上昇があった場合には補填金が支払われます。本町内でも複数の漁業経営体が加入されてございます。

次に、農業者に対してでございますが、特に燃料価格高騰の影響を強く受ける施設園芸農家を対象に、国が施設園芸セーフティーネット構築事業を行っております。これは、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を目的とした事業であり、施設園芸農家3戸以上、または農業従事者5名以上で構成する農業者団体等を支援者として、支

援対象者と国が50%ずつを出資して補填積立金を積み立て、燃油価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付するものでございます。県内では、香川県農業協同組合等がこれに応募しており、本町内の農業経営体も複数が含まれてございます。なお、現時点では、農業者、漁業者に対する燃料等の高騰に係る一律助成等は、国、県、町においては計画されておりませんが、11月19日の閣議決定において、燃料価格高騰の影響を受ける施設園芸農家、漁業者等の経営安定化に向けた施策を着実に実施する。また地方公共団体が行う原油価格高騰に対し、特別交付税措置を講じるとあることから、町として今後も引き続き国、県の動向を注視してまいります。

先ほどの尾崎議員さんの、1点修正をさせていただきます。

米価の下落に関することの答弁の中で、農水省が公表した資料、その中で、民間在庫量は9月末時点で、私、「79万トン」というご説明を申し上げましたが、正しくは「76万トン」でございます。訂正させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今のことで再質問をしたいと思います。

先ほどの答弁の中で、共済とも言える補填金制度の漁業経営セーフティーネット構築事業及び施設園芸セーフティーネット構築事業の説明がありましたが、これらの制度はいつからあり、町内でどの程度利用されているのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問のお答え致します。

漁業経営セーフティーネット構築事業は、国において平成22年3月30日に実施要領が設置されました。香川県漁業協同組合連合会によりますと町内で利用されているのは、多度津漁業協同組合で17件、高見漁業協同組合で27件、白方漁業組合で7件とのことでございます。また、施設園芸セーフティーネット構築事業は、国において平成25年2月26日に実施要領が設置されました。県農業生産流通課によりますと、町内で利用されているのは15件とのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目の社協の生活福祉資金の活用状況は、年末を控え今までに何件あったのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の社協の生活福祉資金の活用状況は今までに何件あったのかのご質問に答弁をさせていただきます。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付けである緊急小口資金の今年度の決定件数は令和3年11月19日時点で、県全体で2,230件、貸付総額は4億3,268万円でございます。このうち、本町住民の決定件数は94件、貸付総額は1,875万

円でございます。また、生活再建までの間に、必要な生活費用の貸付けである総合支援資金につきましては、県全体の決定件数が3,642件で、貸付総額は18億6,772万円、このうち本町住民の決定件数は150件、貸付総額は7,646万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、支援金、応援金、協力金、補助金の制度が使いやすい、利用しやすい申請、手続になっているのかどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の支援金、応援金、協力金、補助金の制度が使いやすい、利用しやすい申請、手続になっているかのご質問に答弁をさせていただきます。

ゼロ歳から18歳以下の子供に対する1人当たり5万円の現金給付につきましては、15歳以下については児童手当の仕組みを活用することで、プッシュ型で年内に支給するため、申請と手続は不要でございます。16歳から18歳までや基準日以後に出生した子供につきましては、申請が必要となるため、対象者に申請書を郵送し、個別にご案内致します。また、住民税非課税世帯に対する1世帯当たり10万円の給付につきましても同じくプッシュ型で給付する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

6点目に、活用するための申請、手続窓口と制度の周知方法はどのようにしているのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の活用するための申請、手続窓口と制度の周知方法はどのようにしているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、生活福祉資金貸付制度につきましては、町社協が窓口となり、県社協が行っている事業ですが、健康福祉課の窓口でもコロナによる生活困窮の相談や生活保護の相談があった場合に状況に応じて生活福祉資金の活用をお勧めしております。また、今後、申請が必要な16歳から18歳の方々や住民税非課税世帯の対象となっているにも関わらず、未申告で、課税状況が確認出来ない方など、支給対象となる全ての方々が申請漏れがないよう、個別案内をはじめ町ホームページ等において周知徹底してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の活用するための申請、手続窓口と制度の周知方法はどのようにしているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

11月19日に閣議決定がされたコロナ克服新時代開拓のための経済対策には、国民に向けた様々な対策事業が盛り込まれてございます。その事業が実施されることになれば、事業内容により担当課が異なってまいります。対象の住民及び事業所の方々の不利益と

ならないような対策を講じる必要があると認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、白方幼稚園の今後の在り方についてであります。

幼児教育の拠点施設としての白方幼稚園が、休廃園により71年間の歴史の幕を閉じるまであと3か月余りとなりました。学校や幼稚園、保育所がなくなったら、地域がなくなると言われる位、白方幼稚園は白方地域にとって大切なものであります。幼稚園や学校があれば、地区住民が地域にとどまったり集まって来たり致します。地元園、学校の繋がりは、地域のコミュニティーを作り出します。教職員や生徒・児童は、地域の文化の優れた担い手であります。また、教員の購買能力、給食や工事の発注など地域経済にとっても重要であります。さらに、教育施設は、地域の確かな緊急避難場所であります。教育施設は幾重にも地域の核と言うべき施設なので、地域での子育て、地域の存続に深く関わっている訳であります。

そこで、少子・高齢化が進む近隣市町、これは観音寺市、三豊市、まんのう町での統廃合後の廃止した学校・園の施設跡地利用を見て回りました。観音寺市では、五郷小学校、萩原小学校、紀伊小学校の3校が廃校となりました。

そして、五郷小学校の跡地は、教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、観音寺市教育センターを設置し、市教育の進展、向上を図るため、教育に関する専門的かつ技術的事項の研究、教育情報の開発及び制作並びに教育関係職員の研修を行うことを目的にしております。

そして、事業内容は、1、委嘱研究員研究事業、2、教育相談事業、3、市の指定教育研究事業、4、関連事業、5、委託事業、補助事業の5つであります。組織としては、観音寺市教育センターと県教育センターとの連携の中で、観音寺市立中学校——これは5校です——それと観音寺市立小学校10校、観音寺市内の幼稚園が4園、観音寺市内の認定こども園が5園、観音寺市内の保育所または園、これが6所園あります。この委嘱研究員56名及び所長1名、指導主事2名、専門指導員3名、計6名で構成され、運営をされております。

また、萩原小学校の跡地は、ホットハウス萩として、小さな子供の遊び場として、小学校低学年は道具を貸して、与えて、遊ばせ、土日は満員状態になっているとのことでもございました。そして、紀伊小学校は、ふるさと学芸館として民俗資料を展示、保管しているとのことでもございました。送迎は、市内巡回コミュニティーバスの利用、または小学生は保護者が送迎しており、弁当持参とのことで、また幼稚園廃園については、午前中は地域の人との集い、サロンとして利用、午後2時以降は放課後児童クラブとして活用しているとのことでもございました。

次に、まんのう町では、仲南北幼稚園跡には、早期支援教育センターとして多夢——多き夢と書きます——の名称で、町独自に子供一人一人の夢の実現を願って、1、相談事



業として、子供の発達相談、これは保護者でございます。これは適時実施しております。2点目に、巡回相談、これは担任の教職員や支援員などです。これも適時でございます。3つ目に、育み相談、ゼロ歳児から5歳児の保護者、これが年1回。4つ目に、就学相談、これは5歳児の保護者、年1回。それから、5点目に、医療相談、各園の保護者でございます。これは年1回。この5事業。それと、大きな2番目と致しまして、研修、研究事業、これは担任などの教職員や関係者、3番目に心理検査事業、これは本人、保護者、担任でございます。これは、適時に実施致しております。4点目に、理解啓発事業、これは保護者、地域住民を実施をしておる訳でございます。

また、仲南東小学校跡地は、まんのう町のものづくりセンターとして、1、薬用植物、2、カリン、これはパウダー、エキスを抽出しております。3点目には、ヒマワリでございます。ヒマワリの方は、1、種子の搬入、搾取、瓶詰、2、商品の梱包、発送、搾取後の搾りかすを活用、これをしましてまんのう町の独自のひまわり牛、これを育てている訳であります。3点目に、研究、販路の開拓、4番目に、乾燥をしております、これは種子の選別をしております。これは中山乾燥所でございます。これは会社でやっております。として、6次産業化の拠点施設で、まちづくりのシンボルでの生産、加工、販売でのコミュニティーの再生を目指しているとのことございました。

また、仲南北小学校跡地では、地域活動として、太鼓さくらの地元演習、竹細工同好会、民俗資料館——これは無料でございます——この見学、研修ができ、維持管理は町が単独で行っております。送迎はスクールバスが運行しており、デマンドタクシーが3社——これはまんのうタクシー、吉野タクシー、仲南タクシーの3社——で運行しております。

また、仲南西小学校の跡地は、民間企業への貸出しをしているとのことございます。琴南東小学校の跡地では、建物が老朽化しており、急傾斜地での警戒区域ゾーンに入っているため、現状のまま放置しているとのことございました。

次に、三豊市では、山本町が幼稚園、小学校4地区が統合で1つになったため、地域住民と協議した結果、取壊しを了承し、土地利用を計画しており、また地区公民館が隣接していたために駐車場として利用しているとのことございます。

次に、財田町でございますが、小学校が2校を1校にしたために、地域利用として土地、建物を優先的に貸し出し、跡地をイチゴ栽培農家に貸して、運動場でビニールハウスのイチゴ園を開設しております。これは、元財田上小学校でございます。このイチゴ園の名称が、クボタがっこうのイチゴ園ということでやっております。そして、これは市と貸借契約をしており、校舎は木のおもちゃ、これは作る方でございます、それと工場、これは体験工房にしているとのことございました。これは、財田中小学校の跡地でございます。そして、財田中小学校の跡地では校舎を今、取り壊して、跡地を防災倉庫に建設をしておるとこで、ほぼ完成に近づいております。

このように、以上が近隣市町での廃園、廃校の跡地利用状況の概略でしたので、参考に

して頂きたいと思います。

そこで、お尋ねを致します。

第1点目には、現時点での白方幼稚園の休園か廃園は正式に結論は確定しているのかどうか。また、今後の4月以降の方針はどうなっているのかをお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の白方幼稚園の休園か廃園の結論、及び今後の4月以降の方針についてのご質問に答弁をさせていただきます。

白方幼稚園につきましては、少子化の影響もあり園児数が減少し、本町が考える適切な教育環境を整えることが困難な状態と判断せざるを得ない状況となり、募集停止等の対策を取らせて頂いており、現在、年長園児2名が在園するのみとなっております。また、町内の幼稚園につきましては、適正規模、適正配置に係る基本方針により、1園に再編することが決定していることから、教育委員会と致しましては、長年地域の方に愛され、地域の方々と強く結びついた幼稚園でありますので、なくなることは地域にとって寂しく、残念なことだと思いますが、廃園としたいと考えております。ただし、幼稚園の廃止につきましては、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例により議会の議決を必要と致しますので、正式な決定ではありません。また、幼稚園の設置等についても、多度津町立学校条例で定められているものでありますので、廃園についても議会の承認を得なければならないものであります。設置に関する条例のほか、関係規則改定等につきましては、3月議会へ上程したいと考えております。

また、4月以降の方針につきましては、現在のところ具体的な案は決定しておりません。長年地域に愛された幼稚園でありますので、跡地につきましては議員の調査結果も参考とさせて頂き、地元の方々のご意見も伺いながら決定してまいろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目に、白方幼稚園の通園区域が広がる保護者の負担及び事故、防犯、安全上の心配、問題などはどのように考えて対策を立てているのかをお伺い致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の通園区域が広がる保護者の負担及び事故、防犯、安全上の心配、問題などはどのように考えて対策を立てているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。今後、白方校区にお住まいの方で、幼稚園教育を希望される方には、町内の3幼稚園をご案内することになりますが、通園距離が長くなった保護者への負担への対策につきましては、保護者の方には申し訳ないのですが、費用負担やスクールバスの運行も含め予定はございません。事故、防犯、安全上の問題につきましては、園児の送迎については、規則により基本保護者が行うものとなっていることから、保護者に対し交通安全の

遵守等について注意喚起を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今、答弁頂きましたが、再質問です。

近隣市町で先ほど述べましたように、他の地区では統合してスクールバスやコミュニティバスを利用しての通園、通学となっておりますが、なぜ今、白方地区のみが保護者が不利益を受けるのでしょうか。私は、これは憲法違反だと思います。なぜなら、これは第23条、学問の自由はこれを保障すると言いつつ、これは第26条、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。2点目に、すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。つまり、このように憲法上に非常に疑義がある訳でございます。今、保護者が、ほかのどこへ行く訳でございますが、何の保障もない、それについて保護者に非常に不利益、負担が掛かっているということでございます。これについて、お伺いを致します。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

白方幼稚園の廃止のことにしましては、もう何年も前から色々と皆さん方に議論をして頂いております。そして、地域の方、またそれぞれの関係する方のご了承も頂いております。そういう中で、子供たち、幼稚園の存立意義というのは、これは決められていることでもありますけれども、6人、2つのグループがあって、そして健全な教育が出来る、幼稚園教育が出来るということが定められております。そういう中で、白方幼稚園にしましては、そのような教育が出来ないということであるので、致し方なく今回の措置になってしまった訳であります。

また、これも規則で決まっておりますが、幼稚園、保育所につきましては、保護者の方なりそういう方々が送迎をするということに決まっておりますので、そういう中での措置になっております。別に法律違反でもないし、また住民の皆様方とも色々と話をしながら同意を頂いた上での措置だと考えております。

答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目に、園舎の整備計画や町全体での位置づけのプランはあるのか、これについてお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の園舎の整備計画や町全体での位置づけのプランはあるかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

園舎の整備計画につきましては、平成30年に策定した多度津町立幼稚園、小学校の適正規模、適正配置に係る基本方針において、幼稚園を1園に再編することとしております。現在、教育委員会で絞り込んだ2案、多度津幼稚園の敷地を拡張して整備する案と、本町の中心地に土地を確保して整備する案についての詳細検討をする資料を作成しているところであります。

町全体での位置づけのプランにつきましては、昨年度作成した多度津町公共施設個別計画、学校教育系施設編において、各幼稚園の園舎につきましては総合劣化度が高い施設が多くあったことから、優先度が高いものと考えております。ただし、施設整備につきましては、多額の費用を要することもあるため、財政状況も勘案しながら事業を進めなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後に、近隣市町の廃園、廃校を見てまいりましたが、少子化対策について町は今後どのように考えていくのか、また対策はあるのかをお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の少子化対策についての町の考え及び対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

少子化対策につきましては、本町においても重要な課題の一つだと認識しており、本議会におきましても高齢者保健課より、出産育児一時金の多度津町国民健康保険条例の一部改正案を提案させて頂いているところです。また、対策の一つとして政策観光課では、少子化対策の評価や婚姻に伴う経済的不安の軽減を図ることを目的として、令和3年度より、結婚新生活支援事業補助事業を行っております。この補助金は、町内で新婚生活を送る夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ夫婦の所得の合算が400万円未満の世帯を対象に、婚姻を機に支払った住居費や引っ越し費用の一部を助成するものです。補助額は、夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円、夫婦ともに39歳以下の場合は上限30万円となっております。令和3年11月末時点で4件が交付決定されており、事業費としては194万9,000円の支出を予定しております。本事業は、内閣府の地域少子化対策推進事業における結婚新生活支援事業として実施されており、歳入予算といたしましては、国、県より町補助事業費の3分の2が交付されます。教育委員会におきましても本年度から子育て支援のために、幼稚園における預かり保育の3歳児の受入や預かり時間の延長など事業を拡充しております。これからも関係課と協力しながら、子育て支援の充実を図るとともに教育環境を整備し、豊かな心を育てる教育の充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

答弁有難うございました。

以上をもって私の質問を終わりますが、先ほど申しましたように地域の活性化を図る、振興を図る、子供が少子化でございますが、やはり子供が地域で根づくような施策を取って頂きたいと思う訳であります。それから、我々白方地区の小さい子供を持つ、これから幼稚園に通わせなけりゃあいかないという保護者の方も、非常に遠方になります。選択肢として、例えば白方から四箇へ行くとしても、四箇の幼稚園へ行って、ほんで児童は3歳児、4歳児、5歳児、3年間したら元の白方小学校へ帰らないかん。こういう選択肢が非常に、それやったら保育所にやるわという風なことで、幼児教育、それから学童保育ということで、段階があると思うんです。保育所は、保育児童というのは保育なんですから、そういう意味で教育の面において、子供にそういう不平等、また保護者に負担が掛からないように強く要望致しまして、私の一般質問を終わります。有難うございました。